人権に関する市民意識調査ご協力のお願い

糸魚川市では、「すべての人の人権が尊重（そんちょう）され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会」を実現するため、人権に関する様々な施策に取り組んでいます。また、人権を守るための基本となる「糸魚川市人権教育・啓発推進計画（仮）」の策定を進めているところです。

このたび、この計画に反映させるため、市民の皆様が人権に関してどのような考えをお持ちなのか、意識調査を実施いたします。この調査にご協力をお願いするため、１８歳以上の糸魚川市民１，０００名を無作為（むさくい）で選ばせていただきました。

皆様にはお手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、ご回答いただいた内容は、この調査の目的以外に使用することはありません。

平成２８年３月
糸魚川市長　米　田　　徹

ご記入にあたってのお願い

１ 回答はこの調査票に直接記入してください。
２ 選択式の設問は、該当する番号に○をつけてください。「その他」を選択した場合は、 お手数ですが（ ）内にその具体的な内容を記入してください。
３ 記入は、濃い鉛筆またはボールペンでお願いいたします。
４ 調査票にお名前をご記入いただく必要はありません。
５ 回答はあなたの考えにいちばん近いものを選んで○を付けてください。
６ 記入がすみましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れて**３月３１日（木曜日）までにポストに投函してください。**

※調査の回答はすべて統計的に処理し、個人が特定されることはありませんので、率直なご意見をお聞かせください。

【問い合わせ先】
糸魚川市　環境生活課　市民生活係
〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5
TEL：025-552-1511 Fax：025-552-8250
E-mail:kankyo@city.itoigawa.niigata.jp

アンケート調査票

１．あなた自身のことについておたずねします。

はじめにあなた自身のことについて、お聞きいたします。あてはまる番号に１つ○をつけてください。

性　　別	１ 男性　　２ 女性
年　　齢 （平成 27 年 12 月 1 日現在）	１ 18 歳～19 歳 ２ 20 歳～29 歳 ３ 30 歳～39 歳 ４ 40 歳～49 歳 ５ 50 歳～59 歳 ６ 60 歳～69 歳 ７ 70 歳以上
居 住 地	１ 能生地域 ２ 糸魚川地域 ３ 青海地域

２．人権全般についておたずねします。

問１

日本国憲法では、個人の尊重（そんちょう）、幸福追求の権利、教育を受ける権利、勤労の権利など、基本的人権（人間が生まれながらにして持っている権利）を守るため、いろいろなことが定められています。

あなたは、今の糸魚川市で基本的人権が守られていると思いますか。あてはまる番号に１つ○をつけてください。

１ よく守られている
２ だいたい守られている
３ あまり守られていない
４ 守られていない
５ わからない

問２

人間はみんな幸せに生きていく願い、権利を持っています。

あなたは、人権や差別問題に関心を持っていますか。あてはまる番号に１つ○をつけてください。

１ かなり関心がある
２ 少し関心がある　⇒問３におすすみください
３ あまり関心がない
４ まったく関心がない　⇒問４におすすみください

問３

問２で 1～3 と答えた方にお聞きします。

日本の社会には基本的人権に関わる問題がいろいろありますが、あなたはどのような問題に関心がありますか。あてはまる番号にすべて○をつけてください。

１ 女性の人権
２ 子どもの人権
３ 高齢者の人権
４ 障がい者の人権
５ 外国人の人権
６ HIV 感染者・エイズ患者・ハンセン病患者および元患者など等の人権
※詳しくは問 17 をご覧ください
７ 同和地区（被差別部落）出身者の人権
※詳しくは問 21 をご覧ください
８ その他
９ 特にない

問４

あなたはこれまでに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

１ ある　⇒問５におすすみください
２ ない　⇒問６におすすみください

問５

問４であると答えた方にお聞きします。

どのようなことで人権を侵害されたと思いましたか。あてはまる番号にすべて○をつけてください。

１ うわさ、悪口、かげ口
２ 仲間はずれ、いやがらせ
３ 侮辱(ぶじょく)されたり、名誉や信用を傷つけられた
４ 差別待遇
５ 職場での不当な待遇
６ プライバシーの侵害
７ セクシュアル・ハラスメント
８ ストーカー行為
９ 配偶者(はいぐうしゃ)やパートナーからの暴力
10 悪臭・騒音等の公害
11 その他（　　）
12 なんとなく感じた
13 答えたくない

問６

あなたが、もし自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。あてはまる番号に３つ以内で○をつけてください。

１ 家族や親せきに相談する
２ 友人に相談する
３ 職場の同僚・上司などに相談する
４ 法務局や人権擁護(ようご)委員に相談する
５ 民生委員・児童委員や主任児童委員に相談する
６ 弁護士に相談する
７ 県や糸魚川市に相談する
８ 警察に相談する
９ ＮＰＯ（非営利団体）などの民間団体に相談する
10 相手に抗議(こうぎ)するなど自分自身での解決に向けた努力をする
11 新聞社などのマスコミに通報する
12 その他（　　）
13 特になにもしない

3．女性の人権に関する問題についておたずねします。

問7

あなたが「女性の人権が守られていない」と感じるのはどのようなことですか。あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください

1 男女の固定的な役割分担（男は仕事、女は家庭など）の意識
2 職場、地域、家庭などにおいて女性の意見が出しづらい、聞いてもらえないこと
3 就職時の採用条件、仕事の内容、給料の格差など職場における待遇（たいぐう）の違い
4 妊娠、出産による就業の不利益、継続的な雇用への理解不足
5 結婚、妊娠、出産、不妊などについて、まわりから言われること
6 職場、地域、学校生活などでセクシャルハラスメント（性的いやがらせ）を受けること
7 夫や恋人などから暴力的行為などを受けること
8 テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどでわいせつ情報が氾濫（はんらん）していること
9 ストーカー行為など、女性が犯罪被害者となること
10 売春（ばいしゅん）、買春（かいしゅん）（いわゆる援助交際を含む）が発生すること
11 その他（　　）
12 特にない
13 わからない

問8

あなたは、女性の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか。あてはまる回答に**3つ以内**で○を付けてください。

1 女性のための相談・支援体制を充実させる
2 さまざまな意思決定や方針決定の場への女性の参画を進める
3 働く場で、男女を平等に扱うよう働きかける
4 男女ともに、働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境を充実させる
5 女性の人権を守るための広報、啓発活動を推進する
6 男女平等に関する学校教育、社会教育、家庭教育を充実し、啓発活動を推進する
7 夫や恋人からの暴力など、女性に対する人権侵害への救済策を充実させる
8 女性が被害者となる犯罪の取り締まりを強化する
9 マスコミ等が、紙面、番組、広告などの内容に配慮するなどの自主的な取り組みを進める
10 売春（ばいしゅん）や買春（かいしゅん）などの取り締まりを強化する
11 その他（　　）
12 特にない
13 わからない

４．こどもの人権に関する問題についておたずねします。

問９

あなたが「子どもの人権が守られていない」と感じるのはどのようなことですか。あてはまる番号に３つ以内で○をつけてください。

１ 親、同居者がしつけのつもりでの体罰を与えること
２ 親、同居者が虐待（ぎゃくたい）したり、無視したり、面倒を見なかったりすること
３ 家庭内に暴力があること
４ 子ども同士の「暴力」「仲間はずし」「無視」などのいじめがあること
５ いじめをしている人や、いじめられている人を、見て見ぬふりをすること
６ 進学先や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視したり、自分の考えを押し付けたりすること
７ 教師が、体罰を行ったり不快な言動を行ったりすること
８ 児童買春（かいしゅん）が行われたり、児童ポルノなどが出回ったりすること
９ 性的犯罪の被害を受けること
10 家庭環境や経済的な理由から進学できず、勉強の道が閉ざされること
11 その他（　　）
12 特にない
13 わからない

問 10

あなたは子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。特に大切だと思うものの番号に３つ以内で○をつけてください。

１ 子どもに自分を大切にすることが重要であることを教える
２ 子どものための相談・支援体制（親・家族を含む）を充実する
３ 子どもの人権を守るための広報・啓発活動を推進する
４ 学校教育、生涯学習などを通じて子どもの人権を尊重（そんちょう）する教育を充実させる
５ 虐待（ぎゃくたい）や性犯罪など、子どもが被害者となる犯罪の取り締まりを強化する
６ 教師や子どもに関わる人たちの研修会を充実し、体罰禁止の徹底や能力・資質の向上を図る
７ 地域の人々が子どもへの関心を持つ（地域での見守り体制を充実する）
８ 家族の中でお互いの人権を尊重して、信頼関係を築く
９ 子どもに対して、他人への思いやりの心を育む
10 子どもが自分で SOS を発信する能力を身につける
11 子どもの学習機会に対する経済的な支援を行う
12 子どもの個性や自主性を尊重（そんちょう）し、大人の考えを押しつけない
13 その他 （　　）
14 特にない
15 わからない

5．高齢者の人権に関する問題についておたずねします。

問 11

あなたが、「高齢者の人権が守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。 あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1 働ける場所が少ないこと
2 能力を発揮する機会が少ないこと
3 悪徳商法にねらわれることが多いこと
4 高齢者をじゃま者扱いし、意見や行動を尊重しないこと。
5 家庭で高齢者に対してひどいことを言ったり、暴力を振るうこと
6 ひとり暮らしなどの高齢者に生活に必要な情報が十分に伝わらないこと
7 家族が世話をすることを避けること
8 病院や福祉施設において、高齢者に対して対応、待遇が不十分なこと
9 道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいないこと
10 その他（ ）
11 特にない
12 わからない

問 12

あなたは、高齢者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。 あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1 高齢者のための相談・支援体制を充実する
2 高齢者に対する人権侵害への救済策を充実する
3 高齢者の人権を守るための広報・啓発活動を推進する
4 学校教育、生涯学習を通じて高齢者の人権を守るための教育を行う
5 高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する
6 高齢者の就職機会を確保する
7 高齢者に配慮した防犯、防災対策を強化する
8 高齢者と他の世代との交流を進める
9 地域での見守り体制を充実する
10 病院や福祉施設において、十分な対応と虐待防止を徹底する
11 公共的な施設のバリアフリー化（段差などの障壁をなくすること）を進める
12 その他（ ）
13 特にない
14 わからない

6．障がい者の人権に関する問題についておたずねします。

問 13

あなたが「障がいのある人の人権が守られていない」と感じるのはどのようなことですか。あてはまる番号に**３つ以内**で○をつけてください。

１ 障がいのある人に対する人々の理解が不十分なこと
２ じろじろ見られたり、避けられたりすること
３ 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと、また、不利なことが多いこと
４ 障がいのある人の意見や行動が尊重（そんちょう）されないこと
５ 障がいのある人に、生活に必要な情報が十分に伝わらないこと
６ スポーツ活動や文化活動などへ気軽に参加できないこと
７ 学校や福祉施設などの受け入れ体制が不十分なこと
８ アパートの入居が困難など民間施設の受け入れ体制が不十分なこと
９ 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいないこと
10 点字での案内表示、手話通訳、音声ガイドなどの体制が整っていないこと
11 障がい者専用の駐車場・座席などを健常者が使用していること
12 その他（　　）
13 特にない
14 わからない

問 14

あなたは、障がいのある人の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に**３つ以内**で○をつけてください。

１ 障がいのある人のための相談・支援体制を充実する
２ 障がいのある人に対する人権侵害への救済策を充実する
３ 障がいのある人の就業（しゅうぎょう）機会を確保する
４ 障がいのある人の人権を守るための広報、啓発活動を推進する
５ 障がいのある人も一緒に学習できる学校教育を進める
６ 障がいのある人が自立して生活しやすい環境整備や福祉施設の充実を図る
７ 障がいのある人も一緒に地域活動ができる機会を確保する
８ 障がいのある人に配慮した防犯、防災対策を強化する
９ 障がいのある人とない人との交流を進める
10 公共的な施設のバリアフリー化を進める
11 障がいのある人が入居できる公営住宅を充実する
12 その他（　　）
13 特にない
14 わからない

7．外国籍住民の人権に関する問題についておたずねします。

問 15

あなたが、「外国籍住民の人権が守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。 あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1 じろじろ見られたり、避けられたりすること
2 意見や行動が尊重されないこと
3 外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと
4 施設・道路・公共交通機関など、外国語表記が少ないこと
5 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
6 差別的な発言や行動をされること
7 住宅への入居が困難なこと
8 近隣や地域の人とのふれあいや、理解を深める機会が少ないこと
9 その他（ ）
10 特にない
11 わからない

問 16

あなたは、外国籍住民の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけてください。

1 外国語による相談の場を増やす
2 外国籍住民が、市政に意見や要望を提案できる場をつくる
3 外国語による情報提供を充実させる
4 外国籍住民のための福祉・医療などの制度を充実する
5 外国籍住民のための日本語教室を拡充（かくじゅう）する
6 働ける場所や能力を発揮できる機会を設ける。
7 学校教育、生涯学習を通じて外国籍住民の人権を守るための教育行う
8 外国籍住民と日本人の相互理解と交流を進める
9 その他 （ ）
10 特にない
11 わからない

8．感染症患者等の人権に関する問題についておたずねします。

問 17

感染症患者等（HIV 感染者（※1）、エイズ（※2）患者、ハンセン病（※3）患者および元患者など）の人権が守られていないと感じるのはどのようなことですか。あてはまる番号に3つ以内で○をつけください。

1 HIV やエイズ、ハンセン病について正しく理解がされていないこと
2 治療や入院・入所を拒否されること
3 入学の際や学校で不当な扱いを受けること
4 就職の際や職場において不当な扱いを受けること
5 結婚を断られたり、周囲から反対を受けること
6 差別的な発言や行動をされること
7 介護、福祉サービスの利用を拒否されること
8 その他（　　）
9 特にない
10 わからない

（※1）HIV 感染者とは

ヒト免疫不全（めんえきふぜん）ウイルスに感染した状態をいいます。自覚症状がなく、気づかないまま何も治療しなければ平均 10 年程でエイズを発症するといわれています。

HIV は、感染ルートのはっきりしたウイルスです。性的接触や血液の扱いに気を付けていれば、感染の危険はありません。

（※2）エイズとは

HIV 陽性者の免疫（めんえき）機能が低下し、厚生労働省が定めた合併症を発症した場合、エイズと診断されます。現在では、きちんと服薬することでエイズ発症を抑えることが可能になりました。

（※3）ハンセン病とは

「らい菌」という細菌による感染症であり、末梢神経（まっしょうしんけい）の麻痺や皮膚のただれが主な症状です。感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

問 18

あなたは、感染症患者等（HIV 感染者、エイズ患者、ハンセン病患者および元患者など）の人権を守るために、どのようことが必要だと思いますか。あてはまる番号に3つ以内で○をつけてください。

1 感染症患者等のプライバシー保護
2 感染症患者等への適切なカウンセリグの実施
3 保健所、医療機関における相談・指導や検査・治療体制の充実
4 エイズやハンセン病等の実態や疾患の正しい理解の啓発による、偏見・差別の解消
5 学校教育 、生涯学習を通じて、感染症に対する正しい理解や、認識を深める教育
6 介護、福祉サービスを提供する人の知識と技術の向上
7 感染拡大防止に関する正しい知識の啓発
8 その他（ ）
9 特にない
10 わからない

9．インターネット上での人権問題についておたずねします。

問 19

あなたが「インターネット上で個人の人権が守られていない」と感じるのはどのようなことですか。あてはまる番号に3つ以内で○をつけてください。

1 他人を攻撃して傷つける表現など、人権を侵害する情報が掲載されること
2 出会い系・自殺・薬物などの危険なサイトが犯罪を誘発する場となっていること
3 わいせつな画像や残虐な画像など、有害な情報が掲載されること
4 個人情報などの流出の問題が起きていること
5 情報発信者が匿名の場合が多いため、利用者の倫理観が低下すること
6 発信される情報の内容が正しいかどうか確認されないまま流されること
7 インターネット取引で悪質商法による被害者が出ること
8 子どもたちがインターネットや携帯電話を使った各種サ-ビス上の書き込みで中傷されたり、いじめられたりする「ネットいじめ」があること
9 不利益となる書き込みであっても、半永久的にネット上に情報が存在し続けること
10 その他（ ）
11 特にない
12 わからない

問 20

インターネットによる人権侵害を無くすためは、どのようなことが必要だと思いますか。特に大切だと思うものの番号に**３つ以内**で○をつけてください。

１ インターネットにより被害を受けた人のための相談・救済体制を充実する
２ インターネット利用者に対し、教育・啓発活動を推進する
３ 違法な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する
４ インターネット利用の規制、罰則の強化を図る
５ プロバイダー（※1）やインターネット掲示板などの運営者に対して、不適切な情報の停止、削除を求める
６ 学校教育、生涯教育において、個人の責任や情報モラルについての教育を充実する
７ その他（　　）
８ 特にない
９ わからない

（※1）プロバイダーとは
インターネットに接続するためのサービスを提供する業者のことです

10. 同和問題についておたずねします。

問 21

あなたが、同和問題（※1）や同和地区について知ったのは、いつ頃ですか。あてはまる番号に**１つ**○をつけてください。

１ 小学校に入る前（６歳以前）
２ 小学生のころ（概ね７～１２歳頃）
３ 中学生のころ（概ね１３～１５歳頃）
４ 高校生のころ（概ね１６～１８歳頃）
５ １９歳以降
６ はっきりおぼえていない

⇒問 22 におすすみください

７ 知らない

⇒問 23 におすすみください

（※1）同和問題とは

日本の歴史の中で形づくられた身分制度により、一部の人々は長い間、住む場所、職業、結婚など、生活のあらゆる面で厳しい制限を受け、差別されていました。

同和問題は、「同和地区」、「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるということだけで、日常のさまざまな場面で差別を受ける問題を言います。

問 22

あなたが同和問題や同和地区について知ったきっかけは何ですか。
あてはまる番号に**3つ以内**で○をつけください。

1 家族から聞いた
2 親戚から聞いた
3 近所の人から聞いた
4 学校の友人から聞いた
5 学校の授業で教わった
6 職場の人から聞いた。
7 テレビやラジオ、新聞、本、インターネットなどで知った
8 同和問題の集会や研修会で知った
9 県や市町村の広報誌などで知った
10 その他（ ）
11 はっきりと覚えていない

問 23

あなたは今でも、同和地区の人や出身であることを理由に差別や人権侵害があると思いますか。あてはまる番号に**1つ**○をつけください。

1 あると思う
2 ないと思う
3 わからない

問 24

既婚の方、お答えください。

仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区出身者であると分かった場合、あなたはどうすると思いまか。 あてはまる番号に**1つ**○をつけください。

1 子どもの意思を尊重する
2 子どもの意思が強ければやむを得ない
3 家族・親戚の反対があれば認めない
4 絶対に認めない
5 わからない

問 25

未婚の方、お答えください。

仮に、あなたが、同和地区出身の人と結婚しようとしたとき、家族や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどうすると思いますか。あてはまる番号に１つ○をつけてください。

1 自分の意志を貫いて結婚する
2 家族を説得して結婚する
3 家族・親戚の反対があれば結婚しない
4 絶対に結婚しない
5 わからない

問 26

同和問題について、「差別、差別というから、いつまでも差別が残るのだ。そっとしておけば部落差別は自然になくなる」という意見があります。この意見に対しあなたはどう思いますか。あてはまる番号に１つ○をつけてください。

1 そう思う
2 どちらかといえばそう思う
3 どちらかといえばそう思わない
4 そう思わない
5 わからない

問 27

あなたが、同和問題で、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまる番号に３つ以内で○をつけください。

1 結婚問題で周囲が反対すること
2 就職の際や職場において不利な扱いをすること
3 地域社会で不利な扱いをすること
4 身元調査をすること
5 差別的な発言や行動をすること
6 差別的な落書きをすること
7 インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること
8 その他（　　）
9 特にない
10 わからない

11．糸魚川市が目指す人権を守る施策についておたずねします。

問 28

あなたは、糸魚川市がめざしている「すべての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会」を実現するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。あてはまる番号に**３つ以内**で○をつけてください。

1 人権擁護についての啓発活動を推進する
2 学校、職場、生涯学習の場における人権・同和教育を充実させる
3 人権相談（電話相談含む）を充実する
4 人権に関する総合窓口を設ける
5 人権侵害被害者のためのシェルター（避難所）を設置する
6 審議会などにおいて、女性や障害のある人などの委員を増やす
7 人権擁護委員の活動を充実する
8 人権侵害を救済する仕組みをつくる
9 家庭教育を充実させる
10 その他（　　）
11 特に何かする必要はない
12 わからない

問 29

最後に、人権問題について、普段から考えておられることや感じておられることなどがありましたら、下の欄にご自由にお書きください

以上で質問は終わりです。ご協力大変ありがとうございました。
ご記入いただいた「調査票」は、同封した返信用封筒に入れ、**３月３１日（木）までにポストに入れてください。（切手は不要です。）**